

表彰・懲戒 規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人東京都調査業協会（以下、「本協会」という。）定款第33条により定めた会務執行規則第13条及び第14条に基づき、正会員及び賛助会員に対する表彰及び懲戒に関する必要な事項を定めるものである。

(表彰対象)

第2条 表彰の対象は、次のとおりとする。

- (1) 正会員及び賛助会員

(表彰事由)

第3条 会員等が次の各号の一に該当すると認められるときは、理事会の承認を得て表彰することができる。

- (1) 役員が、役員会への出席率が極めて優良で、かつ役員の任期及び職責を全うした場合
- (2) 会員が、永年業務に精励し、本協会及び業界の向上発展に寄与したとき
- (3) 会員が、社会公共のために著しく貢献し、又は本協会の社会的地位及び信頼を高めるなど名誉となる行為があったとき
- (4) 会員で本協会の目的達成に著しく寄与した場合
- (5) そのほか、前各号に準ずると認められる功績、又は善行があった場合

(行政等による受賞者の推薦)

第4条 大臣、知事、その他行政の長及び各種団体等から表彰を受けた会員について、本規程の表彰事由に該当する場合は、本協会理事長は当該受賞者を理事事に推薦し、その承認を得るものとする。

(表彰手続)

第5条 理事会は、前条各号の一に該当し、表彰することが妥当と認められる会員について、表彰審査請求書（様式第1号。）により、同条に規定する基準に該当する事項を具体的に記載して、理事長に提出するものとする。

- 2 第2条2号に定める者に関しても前項の規定を準用する。

(表彰審査)

第6条 受賞候補に関する審査は、倫理委員会が行うものとする。

(表彰時期)

第7条 表彰は、定時総会、又はその他適宜な機会に行うものとする。

(表彰状等の贈呈)

第8条 前条による被表彰者に対して、表彰状、又は感謝状のほか、必要に応じ記念品を贈呈する。この場合、慶弔・見舞金規程第2条を準用する。

(懲戒処分の手続き)

第9条 正会員・賛助会員が、本条目的に規定する事項に該当すると認められる場合は、その事実を審査のうえ懲戒審査請求書(様式第2号)に必要な資料を添付して理事会に提出するものとする。

- (1) 本会倫理綱領を著しく逸脱または違反したもの
- (2) 正会員・賛助会員相互間において、正当な理由なく一方の名誉及び人権、人格を毀損、侵害したもの
- (3) 反社会勢力またはこれらの関係者及び周辺者と思われる者との交流があると認められたもの
- (4) 理事会の決定事項の無視又は不遵守の責任者とそれらの事案に加担したと認められるもの

2 理事会は、前項の請求を受理したときは審査のうえ、懲戒処分に付することが相当と認めた場合は、定款第9条第3項に規定する弁明の機会を与えるとともに同条第1号の規定に該当する場合は、総会の議を経て処分するものとする。

(種別)

第10条 懲戒処分の種別は、次のとおりとする。

- (1) 除名
- (2) 正会員権及び賛助会員権及び理事職の停止
 - ① 除名処分効力発生までの正会員権及び賛助会員権停止
 - ② 期限を付した正会員権及び賛助会員権及び役職の一時停止
- (3) 戒告

2 理事会は、その事実の事情等に鑑み前項の処分が適切でないとする場合は、本人に対して口頭又は文書をもって「注意」の処分をすることができる。

(会員及び賛助会員の処分)

第11条 会員及び賛助会員が定款及び諸規則等に違背し、又は総会、理事会等の重要決議事項に反し本協会組織を乱したときは、当該正会員及び賛助会員に退会勧告をし、またはその会員活動を一時停止させることができる。

2 前項の処分は、理事会の議を経て行う。

3 正会員及び賛助会員の処分の手続きは、第9条各項の規定を準用する。

(効力)

第12条 本規程の効力は、施行日をもって発生し、類似の旧規則・規程等は本規程の効力発生日をもって失効する。

(細 則)

第13条 本規程に定めるもののほか、表彰・懲戒に関して必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

1	平成30年 4月 1日 施行	平成30年 3月 14日 理事会承認
---	----------------	--------------------